

参加的反アクションリサーチと大学研究倫理委員会

—当事者とともに行う研究は学会で発表できるか—

○ 上智大学 岡 知史 (248)

キーワード：参加的反アクションリサーチ、大学倫理審査委員会、当事者

1. 研究目的

本学会での発表を準備するにあたって「発表申し込みチェックリスト」を読んだ<https://www.jssw.jp/conf/70/common/doc/Check_list_1.pdf>。そこには発表できる要件として「5.本研究は人を対象とする研究であり、所属する研究・教育機関が設置する研究倫理委員会の承認を得ています…。または、所属先に研究倫理委員会が設置されていないため…。『日本社会福祉学会 研究倫理規程』を遵守し、『倫理的配慮』にも記載しています」とあった。これに従えば、大学に研究倫理委員会（Institutional Review Board: 以下 IRB）がある場合、その承認を得ないかぎり、研究は学会では発表できないことになる。それでは多くの大学の IRB が想定していないと思われる研究、特に参加的反アクションリサーチ（Participatory Action Research: 以下 PAR）を行う場合、不都合ではないだろうか。CiNii で“アクション”“リサーチ”“倫理”で検索すると 15 件ヒットしたが(2022.06.11)、この問いに答えるものはなかった。そこで本研究の目的を、PAR を行うとき IRB との間にどのような問題が生じるとされているのか、英語文献で行われた議論を整理することとした。

2. 研究の視点および方法

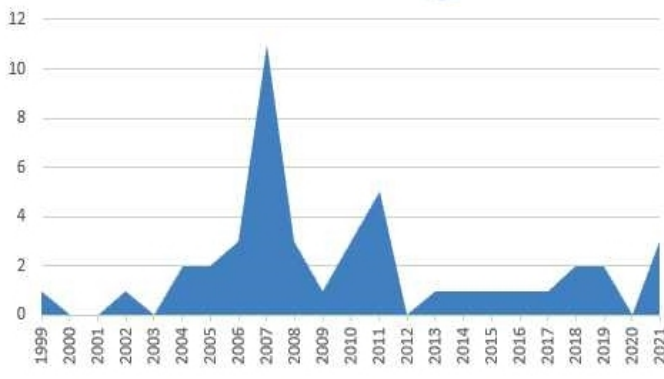
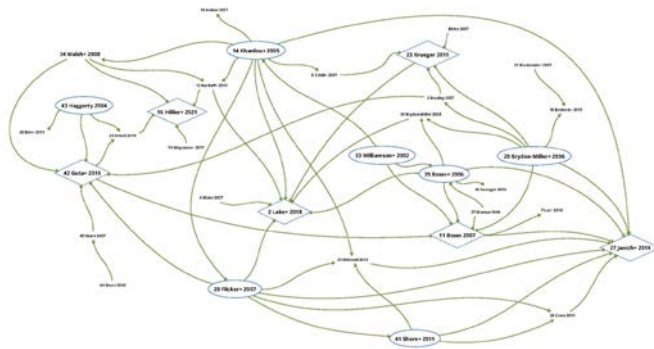
研究の手順は以下のとおりである。① Google Scholar において用語を“participatory action research”“IRB”とし、「関連性で並べ替え」で検索すると、7160 件の文献がヒットした(2022.06.08)。② 先頭より 100 件目までの文献のうち、e-book として私の大学で利用可能ではなかった書籍 9 件を除外し、残りの論文および書籍の章 91 件の要約を精査し、本研究の対象となるかどうかを判別した（要約でははっきりしないものは本文も調べた）。主に以下のものを除外した。i) 単に IRB の承認について述べたもの、ii) PAR の倫理的考察を IRB との問題とはかかわりなく論じたもの、iii) 大学以外の IRB について述べたもの、iv) 質的調査法と IRB の関係について一般的に述べたもの。その結果、23 件の文献が抽出できた。③ それらの文献の引用・被引用関係を調べ、本研究に重要な文献であると思われる 22 件を加えた（Community-based participatory research に関するものが多かった）。④ これらの計 45 件の文献の引用マップを作成し、45 件の文献相互に被引用件数が大きい 7 件（楕円で表記）、引用件数が大きい 6 件（菱形で表記）に特に注目しつつ議論の流れの把握を試みた（右ページ図）。

3. 倫理的配慮

本研究はすでに公表された文献をもとに行うものであり、日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守するものである。

4. 研究結果

論文は 2006～2008 年に多く、以降は少ない。論文の筆頭著者の専門分野は、社会学・地理学 14 件 (31%)、教育学 12 件 (27%)、社会福祉学 6 件 (13%)、保健・看護学 6 件 (13%)、その他 (心理学等) 7 件 (16%) であった (ただし学際的な研究が多く分類は難しい)。



5. 考察

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義についての日本ソーシャルワーカー連盟の注には「ソーシャルワークは、人々が主体的に生活課題に取り組みウェルビーイングを高められるよう人々に関わるとともに、ウェルビーイングを高めるための変革に向けて人々とともにさまざまな構造に働きかける」とある。これによれば、人々、特に当事者とともに行う PAR は、ソーシャルワークにふさわしい研究方法である。それを「人々とともに行わない研究」が主である領域（そこでは当事者は単なる調査対象の subjects である領域）の研究者によって構成される可能性が高い IRB の承認がないと、学会で発表しうる研究として認めないという方針は議論の余地があるのではないだろうか。また学会の発表者として学会会員ではない当事者を co-researcher として受け入れ、当事者との co-authorship を認めることもソーシャルワークの学会としては検討に値するのではないか。

「多様性尊重」はソーシャルワークの中核になる原理なのであるから。

※この発表は以下の続報である。Oka, T. (2019) The Professor's Dilemma: When Japanese University Research Ethics Committee Guidance Hinders Qualitative Inquiry in Partnership with People. Presented at The Qualitative Report's 10th Annual Conference. Nova Southeastern University, Fort Lauderdale, FL.

<https://researchmap.jp/tomofumioka/presentations/6209963>